

平成28年第 1 回定例会

(第 4 日)

平成28年 3 月17日

平成28年第1回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成28年3月17日（木）

午前9時59分開議

- 第1 議案第22号 平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第23号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第24号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第25号 平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案
議案第26号 平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第27号 平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第28号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第29号 平川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案
議案第30号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第32号 平川市行政不服審査会条例案
議案第33号 平川市職員の退職管理に関する条例案
議案第36号 平川市過疎地域自立促進計画の策定について
議案第37号 東部辺地総合整備計画の変更について
議案第38号 久吉辺地総合整備計画の変更について
議案第69号 平成27年度平川市一般会計補正予算案（第6号）
議案第77号 平成27年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第78号 平成27年度平川市大坊財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第79号 平成27年度平川市石郷財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第80号 平成27年度平川市大字大光寺財産区一般会計補正予算案（第2号）
議案第81号 平成27年度平川市平田森財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第82号 平成27年度平川市原田財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第83号 平成27年度平川市岩館財産区一般会計補正予算案（第1号）
議案第84号 平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）
- 第2 議案第31号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
議案第35号 平川市食産業振興センター条例案
議案第39号 市道路線の廃止について
議案第40号 市道路線の認定について
議案第42号 平成27年度平川市水道事業会計資本金の額の減少について

- 議案第 43 号 平成27年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少について
 議案第 75 号 平成27年度平川市水道事業会計補正予算案 (第3号)
 議案第 76 号 平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案 (第2号)
 請願第 1 号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願
- 第3 議案第 34 号 平川市いじめ防止対策審議会条例案
 議案第 41 号 碓ヶ関屋内温水プール(ゆうえい館)の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間について
 議案第 70 号 平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)
 議案第 71 号 平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第4号)
 議案第 72 号 平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)
 議案第 73 号 平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案(第4号)
 議案第 74 号 平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案(第2号)
- 第4 議案第 44 号 平成28年度平川市一般会計予算案
 議案第 45 号 平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案
 議案第 46 号 平成28年度平川市介護保険特別会計予算案
 議案第 49 号 平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案
 議案第 47 号 平成28年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案
 議案第 48 号 平成28年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案
 議案第 50 号 平成28年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案
 議案第 51 号 平成28年度平川市簡易水道特別会計予算案
 議案第 52 号 平成28年度平川市水道事業会計予算案
 議案第 53 号 平成28年度平川市下水道事業会計予算案
 議案第 54 号 平成28年度平川市広船財産区一般会計予算案
 議案第 55 号 平成28年度平川市小和森財産区一般会計予算案
 議案第 56 号 平成28年度平川市大坊財産区一般会計予算案
 議案第 57 号 平成28年度平川市石郷財産区一般会計予算案
 議案第 58 号 平成28年度平川市柏木町財産区一般会計予算案
 議案第 59 号 平成28年度平川市大字大光寺財産区一般会計予算案
 議案第 60 号 平成28年度平川市平田森財産区一般会計予算案
 議案第 61 号 平成28年度平川市新尾崎財産区一般会計予算案
 議案第 62 号 平成28年度平川市新館財産区一般会計予算案
 議案第 63 号 平成28年度平川市沖館財産区一般会計予算案
 議案第 64 号 平成28年度平川市葛川財産区一般会計予算案
 議案第 65 号 平成28年度平川市吹上・高畑財産区一般会計予算案
 議案第 66 号 平成28年度平川市原田財産区一般会計予算案

- 議案第 67 号 平成 28 年度平川市岩館財産区一般会計予算案
 議案第 68 号 平成 28 年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案

第 5 議案第 85 号 平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

第 6 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
 閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	欠	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（1名）

13番 小野敬子議員

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	会 計 管 理 者	工 藤 裕 子
副 市 長	古 川 洋 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	須 藤 俊 弘
総 務 部 長	鳴 海 和 正	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	對 馬 一 俊
企 画 財 政 部 長	芳 賀 秀 寿	平 川 診 療 所 事 務 長	内 山 勝 徳
市 民 生 活 部 長	須 藤 秀 人	碓 ヶ 関 診 療 所 事 務 長	鈴 木 浩
健 康 福 祉 部 長	松 井 靖 子	監 査 委 員 事 務 局 長	小 山 内 功 治
経 済 部 長	齋 藤 久 世 志	教 育 委 員 会 委 員 長	内 山 浩 子
建 設 部 長	櫻 庭 正 紀	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	今 英 明	農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理	齊 藤 公 郎
尾 上 総 合 支 所 長	原 田 耕 一	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 職 務 代 理 者	佐 藤 正 道
碓 ヶ 関 総 合 支 所 長	工 藤 久 富	代 表 監 査 委 員	古 川 敏 明
教 育 委 員 会 事 務 局 長	小 林 留 美 子	—	—

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	古 川 章 人	主 事	石 岡 奈 々 子
主 幹 兼 議 事 係 長	浅 原 勉	—	—

午前9時59分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
13番、小野敬子議員より、実母死亡により本日の本会議を欠席する旨の届出がありました。
ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
農業委員会古川会長より、体調不良のため会議を欠席する旨の届出があり、代わりに農業委員会齋藤会長職務代理の出席を許可しておりますので、御了承願います。
去る1月19日より実施された、平川市議会議員研修視察報告書が提出されましたので、御精読願います。

○総務企画常任委員会委員長
(大川 登議員)

報道関係者が議場内において、撮影をすることを許可しておりますので、御了承願います。

日程第1、はじめに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した、議案第22号から議案第30号、議案第32号、議案第33号、議案第36号から議案第38号、議案第69号、議案第77号から議案第84号の合計23件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月4日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に有馬広訓を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案7件、条例整備案2件、補正予算案9件、その他案件5件、計23件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第22号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、報酬費及び費用弁償の改正根拠について質問があり、総務部長より、他市と比較して低い水準であることから、報酬審議会による審議により、改正して引き上げるという旨の答弁がありました。

また、報酬額が最低賃金より低いという質問があり、総務課長より、日額報酬という定めであり、また、最低賃金等の適用は受けないものであるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

これに対し委員より、職員の給料表の号給の数が多くどのように決められているのかについて質問があり、総務課長より、平成18年の給与構造改革により、1年間の昇給が通常の勤務をした職員の場合4号ずつ昇給する仕組みとなり、給料表の号給数が増えたという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

これに対し委員より、条文中の公務の運営に支障がある場合について質問があり、総務課長より、公務の運営の支障の有無の判断は、代替者の配置の難易等を考慮して行うものと国等が示しているという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたしました。

これに対し委員より、降格と降任の違いについて質問があり、総務部長より、現に任命されている職から下位の職に下がることが降任であり、同じ職で級が下がることが降格であるという旨の答弁がありました。

また、降格した場合の給料について質問があり、総務課長より、当市の規則により職員を降格させた場合におけるその後の給料は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給とするという規定があるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に

関する条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平川市行政不服審査会条例案についてを議題といたしました。

これに対し委員より、不服に至る前の要望等について質問があり、総務部長より、行政委員から各町会の要望を受けているということと、まちづくり懇談会により町会や市民の方からの要望を受けて、その都度対応しているという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平川市職員の退職管理に関する条例案についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号平川市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたしました。

これに対し委員より、計画の策定過程について質問があり、企画財政部長より、碓ヶ関地域の今後5年間のハード事業を中心とし、実情を把握している碓ヶ関総合支所と協議して計画を策定したという旨の答弁がありました。

また、碓ヶ関小学校改築事業における小中一貫校の検討について質問があり、企画財政部長より、児童数等の減少も踏まえ必要な教育方法の議論を重ねて、小中併置校も視野に入れながら検討していくという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、現在のデイサービスセンター施設の利用について質問があり、企画財政部長より、現施設の利用については地域の実情に合わせて今後検討するという旨の答弁がありました。

また、増改築すべきであるという提案があり、企画財政部長より、周辺の土地の形状から増改築が難しく、現施設の老朽化に加え十分なサービスを提供したいことから、新築するという結論に至ったという旨の答弁がありました。

また、東部地域における振興について質問があり、企画財政部長より、辺地地域の振興を進めていくため辺地債を活用すべきであり、そのために辺地計画の承認が必要であるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第38号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号平成27年度平川市一般会計補正予算案（第6号）についてを議題といたしました。

これに対し委員より、農業振興費の減額補正について質問があり、農林課長より、農協で建設する種子センターの入札の減額と、国・県の補助事業の対象とならなかった事業の減額により、大きな減額補正となったという旨の答弁がありました。

また、教育費の奨学貸付金について質問があり、学校教育課長より、新規で20名見込んでいたものが、8名となったことによる減額補正であるという旨の答弁がありました。

また、放課後児童健全育成事業費について質問があり、子育て支援課長より、国と県の予算組み替えによる、それぞれの増額、減額補正であるという旨の答弁がありました。

また、土木費について質問があり、土木課長より、橋りょう補修事業について、国の防災・安全交付金の配分額が少なかったことにより、8路線の橋りょう補修設計業務予定から5路線に変更となり、3路線分の橋りょう補修設計業務費の減額補正であるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号平成27年度平川市広船財産区一般会計補正予算案（第1号）から議案第84号平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案（第1号）までの計8件を一括議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成28年3月17日、総務企画常任委員会委員長、大川 登。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

議案第22号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第22号平川市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第23号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第23号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第24号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第24号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第25号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例

及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第25号平川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例及び平川市教育委員会教育長の給料の臨時特例に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第26号平川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第27号平川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第28号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号平川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第29号平川市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第30号行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する
条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第32号平川市行政不服審査会条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第32号平川市行政不服審査会条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第33号平川市職員の退職管理に関する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第33号平川市職員の退職管理に関する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第36号平川市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題としま
す。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第36号平川市過疎地域自立促進計画の策定について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第37号東部辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第37号東部辺地総合整備計画の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第38号久吉辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
- 議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第38号久吉辺地総合整備計画の変更について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
- 議長 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第69号平成27年度平川市一般会計補正予算案(第6号)を議題と
します。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第69号平成27年度平川市一般会計補正予算案(第6号)について採決します。

○議長

委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第77号平成27年度平川市広船財産区一般会計補正予算案(第1号)から議案第84号平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案(第1号)の計8件を一括議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。
なお、質疑のある方は、議案番号を告げてから質問内容に入ってくださいようお願いいたします。

○議長

御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)
討論を終わります。
議案第77号平成27年度平川市広船財産区一般会計補正予算案(第1号)から議案第84号平成27年度平川市碓ヶ関財産区一般会計補正予算案(第1号)の計8件を一括採決します。

○議長

委員長報告は各議案とも原案可決です。
本件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
異議なしと認めます。
よって議案第77号から議案第84号までの8件は、委員長報告のとおり可決されました。
日程第2、次に建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

建設経済常任委員会に付託した議案第31号、議案第35号、議案第39号、議案第40号、議案第42号、議案第43号、議案第75号、議案第76号、請願第1号の合計9件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

建設経済常任委員会副委員長登壇願います。

○建設経済常任委員会副委員長
(桑田公憲議員)

11番、桑田議員。

(建設経済常任委員会副委員長登壇)

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託された議案審査のため、3月4日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には船水靖彦を採用しました。

当委員会に付託された議案は、議事日程にもあるとおり9件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第31号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、固定資産税の課税免除の基準を明確にするというこの意味について質問があり、経済部長より、これまでの条文では指定企業に指定される以前に取得した固定資産は免除の対象にならないと解釈されるため、指定に至った固定資産も含むという文言を追加することで明確にしたものである旨の答弁がありました。

また、委員より、以前からある企業でも、のちに条件を満たすと申請できるのかとの質問があり、経済部長より、2,000万円以上の増設があり、それに伴い平川市民の雇用が10人を超えることとなれば、免除が受けられる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号平川市食産業振興センター条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、料金の設定について質問があり、経済部長より、加工グループなどの方々の意見や他市の例を踏まえて設定したものである旨の答弁がありました。

また、委員より、衛生管理について質問があり、経済部長より、施設を貸し出す際、営業許可の取得やPL保険への加入、食品衛生責任者講習の受講などを条件としている旨の答弁がありました。

さらに、委員より、県からの専門職員の派遣について質問があり、経済部長より、定期的な派遣ではなく、市からの要請に基づいて随時派遣していただくこととする旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号市道路線の廃止についてを議題といたしました。

これに対し委員より、碓ヶ関地域の市道路線の廃止について質問があり、建設部長より、以前の橋に関わる分を廃止し、新たな橋に関わる分を認定するものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号市道路線の認定についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号平成27年度平川市水道事業会計資本金の額の減少についてを議題といたしました。

これに対し委員より、固定負債の企業債への振替えについての質問があり、水道部長より、今まで資本金に計上していた企業債を法改正により固定負債に計上することとなったためである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号平成27年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少についてを議題といたしました。

これに対し委員より、合併浄化槽の費用負担についての質問があり、上下水道課長より、平成26年度の合併浄化槽の維持管理費と東部地区の地域生活排水処理事業の年間料金とでは2万円弱、合併浄化槽のほうが負担が多い旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案（第3号）についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案（第2号）についてを議題といたしました。

これに対し委員より、特定環境保全公共下水道事業資本的支出の減額についての質問があり、水道部長より、当初2箇所を見込んでいたが、今現在申込みがなく、これからの工事は時期的に無理なことから、全額減額した旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたしました。

特に意見はありませんでしたが、挙手により採決をしたところ、挙手少数で不採択と決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成28年3月17日、建設経済常任委員会副委員長、桑田公憲。

(建設経済常任委員会副委員長降壇)

○議長

建設経済常任委員会副委員長の報告は終わりました。

議案第31号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第31号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号平川市食産業振興センター条例案を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第35号平川市食産業振興センター条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第39号市道路線の廃止についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 討論を終わります。
議案第39号市道路線の廃止について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第40号市道路線の認定についてを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第40号市道路線の認定について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第42号平成27年度平川市水道事業会計資本金の額の減少について
を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第42号平成27年度平川市水道事業会計資本金の額の減少について
採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第43号平成27年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少につい
てを議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。

○議長

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第43号平成27年度平川市下水道事業会計資本金の額の減少について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案(第3号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第75号平成27年度平川市水道事業会計補正予算案(第3号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案(第2号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第76号平成27年度平川市下水道事業会計補正予算案(第2号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長

請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

請願第1号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は、起立により採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立少数です。

よって請願第1号は、不採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した、議案第34号、議案第41号、議案第70号から議案第74号の合計7件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長登壇願います。

20番、齋藤議員。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委員会委員長
(齋藤英仁議員)

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る3月2日の本会議において付託されました議案審査のため、3月4日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には佐々木 完を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例案1件、指定管理者の指定等1件、補正予算案5件、計7件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第34号平川市いじめ防止対策審議会条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、審議会の委員が欠けた場合の対応、当市の学校におけるいじめ対策組織の有無について質問があり、教育委員会事務局

長より、審議会の委員は必要があれば欠けた分を補充して対応すること、また当市の学校では、すでにいじめ対策組織が設置され活動している旨の答弁がありました。

また、審議会の県内10市における設置状況について質問があり、教育委員会事務局長より、当市、八戸市、黒石市が現在議会に諮られており、県をはじめ他の市はすでに審議会が設置されている旨の答弁がありました。

また、審議会の委員の構成について質問があり、教育委員会事務局長より、法律、医療、教育、心理、福祉の専門的な知識を持つ第三者で構成し、それ以外の分野の知識が必要となったときは専門の方を委員として委嘱し、対応していく旨の答弁がありました。

そのほか、学校でのいじめ防止対策について質問があり、教育長より、学校の中でいじめ防止に対する組織づくりをし、全ての学校教育活動において、先生方が子どもたちのサインを見逃さないよう配慮し、そのままにしておくことがないよう速やかに対応する旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）を議題といたしました。

これに対し委員より、退職被保険者国民健康保険と一般被保険者国民健康保険との違い、退職被保険者の人数について質問があり、市民生活部長より、退職者についてはもともと被用者であり、被用者保険の保険者が負担金を負担する部分があるため分けて管理しており、退職被保険者の人数は、平成27年度当初時点では219世帯で530人、現在は220世帯で507人である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案（第4号）を議題といたしました。

これに対し委員より、施設介護サービス給付費負担金の減額分と特定入所者介護サービス費負担金の増額分が同額である理由について質問があり、健康福祉部長より、特定入所者介護サービス費負担金が200万円不足する見込みとなったため、その財源として不用額が見込まれる施設介護サービス給付費で調整を行ったものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第4号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）を議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成28年3月17日、教育民生常任委員会委員長、齋藤英仁。

（教育民生常任委員会委員長降壇）

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第34号平川市いじめ防止対策審議会条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第34号平川市いじめ防止対策審議会条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定及び指定管理者の管理の期間についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論を終わります。

議案第41号碓ヶ関屋内温水プール（ゆうえい館）の指定管理者の指定

及び指定管理者の管理の期間について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第70号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第70号平成27年度平川市国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第71号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第4号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第71号平成27年度平川市介護保険特別会計補正予算案(第4号)について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第72号平成27年度平川市後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第73号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第4号）を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第73号平成27年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計補正予算案（第4号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。
よって議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第74号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
議案第74号平成27年度平川市学校給食センター特別会計補正予算案（第2号）について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 異議なしと認めます。

よって議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。
11時15分まで休憩とします。

午前11時00分 休憩
午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、予算特別委員会に付託した議案についてを議題とします。

予算特別委員会に付託した、議案第44号から議案第68号までの合計25件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長登壇願います。

11番、桑田議員。

(予算特別委員会委員長登壇)

○予算特別委員会
委員長
(桑田公憲議員)

3月2日の本会議において予算特別委員会に付託されました、平成28年度一般会計予算案はじめ議案25件について、その審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

3月2日、議員全員をもって予算特別委員会が組織され、私が委員長に、副委員長には石田昭弘議員が選任され、3月10日、14日、15日の3日間、市長はじめ担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議員全員による委員会でありますので質疑の内容等は省略し、結果のみ申し上げます。

議案第44号平成28年度平川市一般会計予算案、議案第45号平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案、議案第46号平成28年度平川市介護保険特別会計予算案、議案第49号平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案の4議案については反対討論があり、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号平成28年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第48号平成28年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案、及び議案第50号平成28年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特別会計予算案から議案第68号平成28年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの21議案については、異議もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。以上をもって予算特別委員会の報告を終わります。

平成28年3月17日、予算特別委員会委員長、桑田公憲。

(予算特別委員会委員長降壇)

○議長

予算特別委員会委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会に付託になった議案は、議員全員において審査しておりますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議案第44号平成28年度平川市一般会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

17番、日本共産党の齋藤律子です。

議案第44号平成28年度平川市一般会計予算案に対し、反対討論を行います。平成28年度平川市一般会計予算案の総額は、歳入歳出178億円。昨年と比較し、マイナス6.2%ということですが、平年ベースでは積極型予算であるとの御説明でした。

新年度の事業財源としては、平成27年度補正予算をあわせて考慮する必要がありますが、平成28年度は市政運営の指針である平川市総合戦略新市建設計画に基づいて実施する事業、合併特例債事業など盛りだくさんの内容となっております。

アベノミクスの第2ステージ、新3本の矢など新たな装いをこらした国の予算方針に基づき編成された、平成28年度平川市一般会計予算案ですが、消費税増税路線、社会保障削減路線を進める方針に裏打ちされていることは否めません。地方交付税本来の趣旨を歪めるトップランナー方式の導入、地方行財政に成果を求められる厳しい状況下のもと、消耗品等細かな圧縮をし、地域の課題解決や住民要求実現の予算確保に努力した経緯は認めますが、国の地方創生、総合戦略構想には批判に値する点が多々あることから反対をするものです。

その中で、総合戦略に掲げる四つの柱について、予算審議の中で感じたことについて申し上げます。

一つ、市の産業に対する取り組みの支援についてですが、6次産業化の支援はもっと裾野を広げ、参画する人を増やすやり方を考えていただくように提言します。

2点目は、米農家の所得向上のための水田単作から複合経営移行の推進は、高齢化や後継者問題とも密接な連関にあり、長年にわたる国の農業政策に対する不信から、実現に向けては困難を極めるものと予想します。

三つ目は、商業支援についても、3地区の駅前通りの賑わい創出は一時的支援に終わることのないように、関係団体との連携してのアイデアが今後も必要となるのではないのでしょうか。

四つ目は、市街化区域内における民間業者による宅地開発への支援は、予算審議の答弁の中でも詳細がはっきりせず、はたして移住、定住を促進するための「いつまでも住みつづけたいまちづくり」につながるのかどうか、判断するには不透明な内容と言わざるを得ません。

五つ目、ふるさと納税を原資とした、ふるさとひらかわ応援事業に一言申し添えます。予算審議のなかでもさまざまな議論が尽くされましたが、便宜上これまでの事業に張りつけるのではなく、発想豊かな事業の発案が必要で、今後の平川市の産業の振興や雇用の創出につながる事業が誕生するきっかけとなる、ふるさと納税の使い方をしてほしいものだと強く感じました。

また、市長の公約の看板ともなっている子育て支援についてですが、常日ごろから大変心強く、敬意を表しています。しかし、子どもの医療費給付事業はいま全国・県内を見ても、入院・通院とも中学卒業まで、高校卒業まで無料化が当たり前の時代となっています。子育て最適地を目指すのなら、学校改築をはじめとする大型事業が目白押しする中ではありますが、無料化に向けての実施を決断するべきではないかと思う次第です。

大型事業が続く中、市の財政が市民の暮らしや命を守る予算に支障の来たすことがないように願いつつ、議案第44号平成28年度平川市一般会計予算案に対し、賛成を見送らせていただきます。以上、反対討論とします。

○議長

原案に賛成の討論の通告がありますので、1番、工藤貴弘議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

1番、工藤貴弘議員。

○1番

(工藤貴弘議員)

はい。議案第44号平成28年度平川市一般会計予算案につきまして、賛成の立場で討論いたします。

新年度予算は、歳入歳出それぞれ178億円となり、過去最大であった前年度に次ぐ大型の予算規模となりました。そのため、将来の財政運営が気にかかるころではありますが、財政当局のお話によりますと、実質公債費比率や将来負担比率が健全化判断基準を大きく下回る予定とのことですので、大変安心している次第でございます。

さて、新年度は国を挙げて人口減少問題に取り組むこととしており、当市におきましても、このたび策定しました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に予算の重点配分がなされております。なかでも子育て支援対策としまして、近隣自治体の類のない第2子以降の保育料軽減事業の継続に加え、移住者・子育て住宅支援や民間宅地開発支援などの事業費が盛り込まれました。

このことは、私のような子育て世代が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進め、ひいては人口流入の起爆剤としても大いに期待されることとなっています。さらに、食産業振興センターを拠点としたさらなる6次産業化への取り組みや、当市立地企業に対する支援対策の充実を図るために、平川市総合戦略に基づいたしごとづくり、そして市民の雇用機会創出の事業予算が随所に措置されております。

また、新市建設計画に沿って大型事業が予算計上され、新年度完成予定の第2期平賀総合運動施設整備事業に加え、平賀東小学校改築事業や文化センター大規模改修事業の本格実施をすることになりました。このほか、各町会での懸案でありましたコミュニティセンター改築事業の着手ができ、市民の要望に答えた予算となりました。

また、何といたっても、今年度のふるさと納税の御浄財を活用しまして、ふるさとひらかわ応援事業を創設したとのことでございます。寄附者の

思いがふるさと平川市への愛着心を育み、さらに活力あるまちづくり実現に向けて、一步一步前進できますことに大変喜びと期待を抱いているところでもあります。

以上のことからわかるとおり、市民の福祉対策、教育環境の充実を図るために、しっかりと関連予算が確保されたとともに平川市創生に向けて、大胆で、かつ、きめ細かい目配りがされた予算であると確信し、平成28年度平川市一般会計予算案に賛成するものであります。

○議長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論を終わります。

議案第44号平成28年度平川市一般会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立多数です。

よって議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いいたします。

17番、齋藤律子議員。

○17番 (齋藤律子議員) 議案第45号平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

平川市の国民健康保険特別会計は、担当課の日ごろの努力に報いることなく、毎年厳しい運営を迫られています。国民健康保険は、他の協会健保など公的医療保険に比べ、高齢者や低所得者層が多く加入しているという構造的な問題を抱え、結果高すぎる保険料や財政悪化につながっています。

国は平成27年度から、毎年消費税増税分を財源に低所得者対策として保険者支援制度を拡充し、平成28年度も行うことのようにありますが、こうしたことも長期に続く保障はなく、減額のおそれもあると言われていています。高齢化や医療技術の進歩により医療費の増大が予測されますが、国保の高すぎる保険料は市民が必要な医療を受ける大きな障害ともなっています。

国庫負担も大幅に増やして国保財政の構造を抜本的に変えない限り、さらなる保険料高騰や国保財政の悪化は避けられない状態ともなっています。このことから、議案第45号平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案に対し反対をします。以上、反対討論とします。

○議長 原案に賛成の討論の通告がありますので、12番、大川 登議員の賛成

討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○12番
(大川 登議員)

12番、大川 登議員。

議案第45号平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険制度は、景気低迷による課税所得の減少や高齢化による医療費の増大、被保険者数の減少等により、その運営については大変厳しいものがあります。

こうした中、本予算案は財源不足分を財政調整基金から繰り入れるなど、財源の確保に努めることで、被保険者の保険税負担を極力抑えることに重点を置くとともに、被保険者が安心して医療が受けられるよう、社会保障制度の根幹である相互扶助の精神に基づき、国保事業が健全に運営されていることを考慮したものとなっております。

市民生活部長の真摯な答弁からもわかるとおり、この制度内において真剣に取り組んでいる姿勢が見られますことから、本予算案について賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第45号平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号平成28年度平川市介護保険特別会計予算案を議題とします。

原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○17番
(齋藤律子議員)

17番、齋藤律子議員。

議案第46号平成28年度平川市介護保険特別会計予算案に対し、反対討論を行います。

介護保険特別会計は、平成27年度予算案から第6期の事業計画で運営をされております。医療介護確保推進法の改正により、利用者や家族に深刻な影響を与えている現状です。平成27年度から、介護報酬が実質マイナス2.27%と大幅に引き下げられた影響で、平成27年末には介護事業者の年間倒産件数が過去最高となったという報道であります。

劣悪な制度改正が行われる中、担当課の御労苦には頭の下がる思いではありますが、平成27年度予算同様、第6期介護保険事業計画で運営さ

- れていることから反対をいたします。討論とします。
- 議長 原案に賛成の討論の通告がありますので、10番、原田 淳議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。
- 10番、原田 淳議員。
- 10番 議案第46号平成28年度平川市介護保険特別会計予算案について、賛成(原田 淳議員)の立場から討論いたします。
- 高齢化が進む社会において、高齢者が住み慣れた地域で長く住み続けるために介護保険は大切な役目を担う制度として定着しています。
- 第6期介護保険事業計画の2年目となります平成28年度予算案は、介護を必要とする高齢者、また、それを支える家族が安心して暮らせるための必要な介護サービス給付費を適正に確保しているものと思っております。また、元気なときからの切れ目ない介護予防事業を継続し、生活支援・介護予防サービスの体制整備にも積極的に取り組んでいく姿勢が見られることから、本予算案に賛成するものであります。以上です。
- 議長 ほかに討論ありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
- 議案第46号平成28年度平川市介護保険特別会計予算案について採決します。
- 委員長報告は原案可決です。
- この採決は起立により採決します。
- 本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。(賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
- よって議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議案第49号平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案を議題とします。
- 原案に反対の討論の通告がありますので、17番、齋藤律子議員の反対討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。
- 17番、齋藤律子議員。
- 17番 議案第49号平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案に対し(齋藤律子議員)反対討論を行います。
- 学校給食センター費に計上されている、設計委託料2,111万8,000円についてが主な反対の理由です。尾上学校給食センターを廃止し、平賀学校給食センターに統合し、施設の増改築で2,500食程度の規模の給食センターに変えようとしていますが、このことは市が食育教育や地産地消を提唱し地場産品20%導入を打ち出している政策とは、逆行するものと言わざるを得ません。教育としての学校給食よりも、児童・生徒の減少のもとで施設の老朽化などを理由に、効率化の視点で公共施設の集約化を推し進めていることは、学校教育の価値を否定するものにほかなりませ

ん。

食育の実践で児童・生徒の健康な心身を育て、農業の振興や6次産業化推進に有効な手段として自校方式を実施している自治体の例に学べば、教育委員会が述べる尾上学校給食センターのもろもろの事情に対応策を講じ、二つの学校給食センターを残すやり方が食育、地産地消の政策とも合致する一番の道ではないかと思っています。また、統合後は職員の身分に対する差異も生じ、現在も生じておりますが、現在以上に職場内に分断を持ち込むことを懸念することからも、反対の理由とさせていただきます。

よって、議案第49号平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案に対して、強く反対をいたします。

○議長

原案に賛成の討論の通告がありますので、2番、工藤秀一議員の賛成討論の発言を許します。討論は自席でお願いします。

○2番

(工藤秀一議員)

2番、工藤秀一議員。

議案第49号平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案について、賛成の立場から討論させていただきます。

学校給食センターでは、「安心・安全でぬくもりのある、おいしい給食を届ける」ことを旨とし、子どもたちに日々、給食を届けています。給食を届け続けるために本予算案においては、平賀学校給食センターの改修・増築に関する実施設計予算案が計上されています。また、夢いっぱい子ども達の育成のため、さらには食育の観点から、平成28年度から給食食材の地産地消の割合を高めることを目的に、ふるさと応援事業として学校給食地産地消推進事業の取り組みも始まります。

本予算案には、食に関する指導を通じて、子どもたちを育てていこうという意思を感じるころであり、よって、本予算案に賛成するものであります。

○議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第49号平成28年度平川市学校給食センター特別会計予算案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

この採決は起立により採決します。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成28年度平川市後期高齢者医療特別会計予算案、議案第48号平成28年度平川市国民健康保険診療施設事業診療所特別会計予算案、及び議案第50号平成28年度平川市尾上地区住宅団地温泉事業特

別会計予算案から議案第68号平成28年度平川市碓ヶ関財産区一般会計予算案までの21件についてを会議規則第35条の規定により、一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、先に申し上げた21件についてを一括議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

それでは、議案第47号、議案第48号及び議案第50号から議案第68号の21件について一括採決いたします。

委員長報告は各議案とも原案可決です。

先に申し上げた21件を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第47号、議案第48号及び議案第50号から議案第68号の21件は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、追加提案された議案の審議に入ります。

議案第85号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第85号は直ちに審議することに決定しました。

追加提案された議案第85号を議題とし、市長より提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。

(市長登壇)

○市長

(長尾忠行)

本日、追加で提案いたしました、議案第85号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案は、市長及び副市長の平成28年4月分の給料月額を減額するものであります。

この度のふるさと納税に関する書類の誤送付により発生した、個人情報の漏えいについては、市民及び関係者に対して多大なる御迷惑をおかけいたしました。

このことを重く受け止めまして、平成28年4月分の市長の給料月額を10%減額し、同じく副市長の給料月額を5%減額するものであります。

何とぞ、よろしく御審議いただきますよう、お願いを申し上げます。

- (市長降壇)
- 議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。
議案第85号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 討論を終わります。
議案第85号平川市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議あり」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がありますので、この採決は起立により採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)
- 議長 起立多数です。
よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。
日程第6、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。
はじめに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。
また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。
お諮りします。
申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしと認めます。
よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。
なお、各常任委員会においては、調査期日、調査内容、そのほか細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思えます。
また、去る11日、庁舎建設委員会及び議会改革推進委員会が任意の委員会として議員全員了承のもと設置され、去る14日、議長を除き、両委員会にそれぞれ議員が就任し、翌15日、両委員会の組織会が行われ、庁舎建設委員会委員長には桑田公憲議員、副委員長には石田昭弘議員が選任され、委員は齋藤律子議員、工藤竹雄議員、大川 登議員、佐藤 寛議員、佐藤 保議員、山口金光議員、福士 稔議員、工藤秀一議員とな

りました。

また、議会改革推進委員会委員長には原田 淳議員、副委員長には長内秀樹議員が選任され、委員は齋藤英仁議員、佐藤 雄議員、田中友彦議員、葛西清仁議員、小野敬子議員、山田忠利議員、工藤貴弘議員となりましたので御報告いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成28年第1回平川市議会定例会を閉会します。

午前11時51分 閉議及び閉会